

平成 29 年度

長者原スマートインターチェンジ[®]
地区協議会 議案書



平成 26 年 12 月 20 日 24 時間化記念式典

長者原スマートインターチェンジ地区協議会

平成29年度
長者原スマートインターチェンジ地区協議会

次 第

1. 開 会
2. 会 長 挨 拶
3. 議 事

報告第1号 平成28年度活動及び取り組み報告について

議案第1号 平成29年度の取り組み（案）について

そ の 他 別紙資料

1. これまでの経過について
2. その後の対策について
3. アンケート調査結果について
4. これからの方針について

4. そ の 他
5. 閉 会

平成28年度活動及び取り組み報告について

年 月 日	活 動 内 容
平成28年4月～ 平成29年3月	アクセス道の改修（市道自動車道西宮沢2号線 大崎市施行） ○用地買収・改良工事
平成28年10月22日	整備効果検証に伴うアンケート調査実施（大崎市委託業務） ○観光の活性化 調査地点：化女沼観光資料館（サツマイモ堀体験開催）
平成28年10月26日	第1回事務局会議 【大崎市役所 三本木総合支所2階 会議室】
平成28年11月 6日	整備効果検証に伴うアンケート調査実施（大崎市委託業務） ○観光の活性化 調査地点：化女沼古代の里（自転車レース開催）
平成28年11月中旬	HPや広報誌等を活用したPR活動の依頼
平成28年12月下旬	整備効果検証に伴うWebアンケート調査実施（大崎市委託業務） ○観光の活性化
平成29年 2月16日	第2回事務局会議 【大崎市役所 三本木総合支所2階 会議室】
平成29年 3月15日	平成28年度長者原スマートインターチェンジ地区協議会 （書面による議決）

—メモ—

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

平成 29 年度取り組み（案）について

長者原スマートインターチェンジ（以下、「スマート IC」という）の利用促進等を図るため、下記の取り組みを行う。

(1) スマート IC 周辺住民・周辺企業の利用状況等の把握

「周辺住民の利便性向上」「産業活性化」のフォローアップとして、スマート IC 周辺の住民・企業に対してヒアリング調査等を実施し、その利用実態や利用意向、利用を促進するための課題等を把握する。

また、スマート IC の 24 時間運用開始から 2 年以上が経過しており、その効果や利用実態についても把握を行う。

(2) 利活用方針（案）の作成

今年度実施する「周辺住民の利便性向上」・「産業活性化」のヒアリング調査等及び昨年度実施した「観光活性化」のアンケート調査等からスマート IC 利活用方針（案）を作成する。

(3) 委員及び関係機関と連携した PR 活動

ホームページ、広報誌等を利用したスマート IC の PR 活動を行う。

(4) スマート IC アクセス道の修繕

スマート IC 利用者が安心して通行できるよう周辺道路や案内看板の点検を行い、不具合ヶ所については、道路管理者等へ周知し、改善するよう調整する。

その他 別紙資料

1. これまでの経過について
2. その後の対策について
3. アンケート調査結果について
4. これからの方針について

長者原スマートインターチェンジ地区協議会 委員名簿

	所 属 機 関 名	委 員	備 考
1	国土交通省東北地方整備局 道路部道路計画第二課長	赤 森 充	
2	国土交通省東北地方整備局 仙台河川国道事務所長	松 居 茂 久	
3	東日本高速道路株式会社 東北支社 総合企画部 総合企画課長	白 鳥 一 也	
4	東日本高速道路株式会社 東北支社 管理事業部 管理事業統括課	八木澤 秀 行	
5	東日本高速道路株式会社 東北支社 仙台管理事務所長	神 宮 健	
6	宮城県警察本部 交通部交通規制課長	西 舘 禎	
7	宮城県警察本部 高速道路交通警察隊長	青 沼 信 之	
8	宮城県古川警察署長	平 宗 徳	
9	宮城県 土木部 道路課長	菅 野 洋 一	
10	宮城県 北部土木事務所長	橋 本 喜 次	
11	登米市長	熊 谷 盛 廣	
12	栗原市長	千 葉 健 司	
13	大崎市長	伊 藤 康 志	
14	古川商工会議所副会頭	三 塚 義 信	
15	大崎市工業会長	片 瀬 弥 生	
16	公益社団法人 宮城県トラック協会 大崎支部長	千 葉 孝 男	
17	化女沼観光協会会長	後 藤 孝 幸	
18	NPO法人 エコパル化女沼 理事長	木 村 敏 彦	
19	宮沢地域振興協議会長	晴 山 宗 規	
20	長岡地区地域づくり協議会長	神名川 晋太郎	
21	富永地区振興協議会長	田 中 義 一	
22	清滝地区振興協議会長	佐々木 慶 助	

長者原スマートインターチェンジ地区協議会規約

(名称)

第1条 本会は、「長者原スマートインターチェンジ地区協議会」（以下「協議会」という）とする。

(目的)

第2条 協議会は、長者原スマートインターチェンジ(以下「長者原スマートIC」という。)の設置・管理・運営等について、必要な検討、調整を行うことを目的とする。

(事業内容)

第3条 協議会は第2条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1) 長者原スマートICの設置に係る次の項目の検討及び調整を行う。

- ① 長者原スマートICの社会便益に関すること。
- ② 長者原スマートIC及び周辺道路の安全性に関すること。
- ③ 長者原スマートICの設置に伴う高速道路の利用交通量の変化に関すること。
- ④ 長者原スマートICの構造及び整備方法に関すること。
- ⑤ 長者原スマートICの管理・運営方法に関すること。
- ⑥ 広域的な検討結果の反映に関すること。
- ⑦ その他長者原スマートICを設置・管理・運営する上で必要な事項に関すること。

(2) 協議会は、長者原スマートICの供用開始後の社会便益・安全性・利用交通量・管理・運営形態等について、定期的にフォローアップし、必要に応じ見直しを行う。

(3) その他、目的達成に必要な事業

(構成)

第4条 協議会は、別紙の委員により構成する。

(会長及び職務代理者)

第5条 協議会に会長を置く

2. 会長は、大崎市長をもって充てる
3. 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
4. 会長が出席できないときは、会長が指名した者がその職務を代理する。

(事務局)

第6条 協議会には、協議会の運営事務を行う事務局を設置するものとし、大崎市建設部都市計画課に置く。

(協議会)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2. 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。
3. 協議会の会議は、出席委員及び代理出席委員の過半数の出席をもって成立する。
4. 協議会の議事は、出席委員及び代理出席委員の合議で決する。
5. 会長が必要と認める場合は、委員以外の出席を求め、意見を聞くことができる。
6. 協議会の会議は、原則非公開とし、委員の承認を得て、会議資料及び会議録を公表することができる。

(軽微な議事に関する扱い)

第8条 軽微な議事については、書面により表決を得ることにより、会議の決議に代えることができる。

(規約の改正)

第9条 本規約を改正する必要があるときは、協議会の決によりこれを行うものとする。

(解散)

第10条 協議会は、長者原スマートICが運営される限り存続する。

(補則)

第11条 本規約に定めるもののほか、必要な事項は協議会が別に定める。

附則

この規約は、平成18年8月8日から適用する。

附則

この規約は、平成26年10月9日より適用する。